

下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少及び少子高齢化の進展が顕著な既成市街地において、交通利便性の高い居住誘導区域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の居住誘導区域をいう。以下同じ。）における住環境向上を図り、また、安全安心なまちづくりに向けて、市民の理解と協力のもと、居住の誘導に資する取組を進め、まちなみの更新を行うことを目的として、円滑な救急活動及び避難、延焼防止等に資する狭あい道路の拡幅に要する費用の一部を助成する下関市道路拡幅まちなみ更新補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により指定された幅員が4メートルに満たない道路をいう。
- (2) 敷地後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 敷地後退線と土地の官民境界に挟まれた土地をいう。
- (4) 隅切り線 道路が同一平面で交差し、接続し、及び屈曲する箇所において、隅角部を切り取る場合の切り取り線をいう。
- (5) 隅切り用地 敷地後退線と隅切り線とに挟まれた土地をいう。
- (6) 隅切り等用地 隅切り用地及び道路の機能改善を目的に道路管理者が必要と認めた用地をいう。
- (7) 後退用地等 後退用地及び隅切り等用地をいう。
- (8) 整備工事 後退用地等をそれに接している道路と同等となるよう整備をするための工事をいう。
- (9) 支障物件 後退用地等にあり、整備工事の支障となるものをいう。
- (10) 支障物件に係る工事 後退用地等にある工作物の撤去若しくは移設、樹木の伐採等又は建築物等の撤去をいう。
- (11) 建築主 狭あい道路に接する敷地で行う新築工事、建替工事その他建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (12) 土地の所有者 狭あい道路に接する土地の所有権を有する者をいう。
- (13) 建築主等 建築主及び土地の所有者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、次の要件を満たす狭あい道路に接する後退用地等において、次条に規定する補助対象事業を実施する建築主等に対し、補助金を交付する。

- (1) 居住誘導区域内の道路であること。
- (2) 国道、県道、幹線1級市道、幹線2級市道又は幅員6.0m以上の市道に接続する道路であること。
- (3) 市道認定された路線であること。
- (4) 拡幅することで道路としての機能向上が図られることが認められる道路であること。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、建築主等が、市税を滞納している場合又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者である場合若しくは役員にこれらの者がいる法人である場合は、補助金を交付しない。

(補助金交付の対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、整備工事又は支障物件に係る工事のうち別表に掲げる事業のいずれかに該当し、かつ、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該整備工事又は支障物件に係る工事に係る後退用地等を下関市へ寄附すること。
- (2) 前号の規定により寄附する後退用地等には、抵当権、賃借権その他権利の設定がなされていないこと。
- (3) 整備工事及び支障物件に係る工事に要する費用を、建築主等が負担すること。
- (4) 他の制度等に基づく補助金等の交付を受けた場合、同一の工事は補助対象事業から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 交付する補助金の額は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額とする。ただし、補助対象事業ごと及び補助対象経費の種別ごとの補助金の限度額は別表に掲げるとおりとし、1会計年度における建築主等1人当たりの補助金の限度額は100万円とする。

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前協議)

第6条 建築主等は、補助対象事業を行おうとし、及び補助金の交付を受けようとする場合は、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金事前協議申出書（様式

第1号)に補助対象事業を行おうとする後退用地等に係る次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出し、後退用地等について市長との協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 登記事項要約書
- (3) 公図の写し
- (4) 実測平面図
- (5) その他市長が必要と認める書類
（事前協議確認書）

第7条 市長及び建築主等は、事前協議が成立したときは、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金事前協議確認書（様式第2号）を取り交わすものとする。

- 2 建築主等は、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金事前協議確認書に定めがない事項で疑義が生じた場合又は何らかの事由により補助対象事業を中止しようとする場合は、市長に対し、再協議の申し出を行うことができるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第4号）
- (2) 下関市道路拡幅まちなみ更新補助金事前協議確認書の写し
- (3) 補助対象事業を実施し、下関市へ寄附しようとする後退用地等に係る寄附採納可否決定通知書の写し
- (4) 補助対象経費に係る根拠資料（見積書の写し等）
- (5) 市税の滞納なし証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の者は、次条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手してはならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。

2 市長は、第9条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(事業の推進)

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、適切に事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第11条の規定を準用する。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該会計年度末日のいずれか早い日まで、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 補助対象事業の実施前及び実施後の状況が分かる記録写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第18条 第16条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求をした補助事業者へ当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。

(6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(検査等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第23条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付要綱に基づき交付を決定した下関市道路拡幅まちなみ更新補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条、5条関係）

補助対象事業	補助限度額
ア 擁壁を除く工作物の撤去及び新設	①塀 見付面積 1 m ² につき 29,000 円 ②門柱 1 本につき 90,000 円 ③門扉 1 組につき 143,000 円（既存の門扉を流用する場合は、1 組につき 34,000 円）
イ 擁壁を除く工作物、樹木及び建築物等の撤去	①塀 見付面積 1 m ² につき 5,000 円 ②門柱 1 本につき 19,000 円 ③門扉 1 組につき 5,000 円 ④生け垣を構成するもの及び低木以外の樹木 1 本につき 13,000 円 ⑤生け垣 1 mにつき 8,000 円 ⑥建築物（主要構造部が木造のもの）1 m ² につき 32,000 円 ⑦建築物（主要構造部が非木造のもの）1 m ² につき 46,000 円 ⑧土間コンクリート等の構造物 1 m ² につき 1,600 円
ウ 擁壁の撤去及び新設	高さ 0.5～1m 幅 1 mにつき 70,000 円 高さ 1～2m 幅 1 mにつき 91,000 円 高さ 2m以上 幅 1 mにつき 107,000 円
エ 擁壁の撤去	見付面積 1 m ² につき 28,000 円
オ 水道管、ガス管、排水管等（以下「埋設物」という。）の撤去及び新設	当該撤去及び新設に要する額
カ 道路管理者から寄附採納の要件として事前に承認を得た内容で行う整備工事の内、道路舗装、道路側溝等の排水施設整備及び安全対策	①道路舗装 舗装面積 1 m ² につき 5,000 円 ②道路側溝等の排水施設整備及び安全対策 当該整備工事に要する額
キ 後退用地を市に寄附するために行う測量及び分筆	当該測量及び分筆に要する額

※建築主等 1 人当たり、1 会計年度において 1 0 0 万円を上限とする。

年 月 日

申請者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

氏名

電話

(担当者氏名：)

下関市道路拡幅まちなみ更新補助金の交付を受けたいので、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記の土地における後退用地等に係る協議について、あらかじめ申し出ます。

記

協議する土地の地名地番	
住居表示	

- (1) 位置図
- (2) 登記事項要約書
- (3) 公図の写し
- (4) 実測平面図
- (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

下関市道路拡幅まちなみ更新補助金事前協議確認書

申 請 者 住 所
氏 名 印
電 話

下関市長 印

申請者と下関市長とは、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、後退用地等について事前協議が成立し、下記のとおり合意したことを互いに確認します。

記

後退用地等地名地番		
住居表示		
後退用地等面積		
支 障 物 件	擁壁を除く工作物	
	樹木	
	建築物等	
	擁壁	
	埋設物	

後退用地等で行う予定の工 事等	
--------------------	--

※申請者は、道路河川管理課へ寄附採納調査願いを提出すること。
※電柱の移設等については補助金交付の対象外だが、後退用地等で行う予定の
工事等の欄に記載する。

申請者（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話

(担当者氏名：)

下関市道路拡幅まちなみ更新補助金の交付を受けたいので、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 後退用地等

後退用地等地名地番	
住居表示	

2 交付申請額 金 円

- (1) 事業計画書（様式第4号）
- (2) 下関市道路拡幅まちなみ更新補助金事前協議確認書の写し
- (3) 寄附採納可否決定通知書の写し
- (4) 補助対象経費に係る根拠資料（見積書の写し等）
- (5) 市税の滞納なし証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1. 後退用地等地名地番
2. 住居表示
3. 交付申請額

4. 補助対象事業の内容

項目		数量	金額	規格
支 障 物 件	擁壁を除く工作物の撤去及び新設			
	擁壁を除く工作物の撤去			
	樹木の撤去	本		
	建築物の撤去	m ²		
	土間コンクリート等の構造物	m ²		
	擁壁の撤去及び新設	m		
	擁壁の撤去	m ²		
	埋設物の撤去及び新設			
	その他			
後退用地等の道路舗装		m ²		
後退用地等の道路側溝等の排水施設等整備及び安全対策				
後退用地等を市に寄附するために行う測量及び分筆				

5. 工事着手予定年月日
6. 工事完了予定年月日

第 号
年(年) 月 日

様

下関市長

下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請があった下関市道路拡幅まちなみ更新補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 後退用地等

後退用地等地名地番	
住居表示	

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

3 交付の条件

(1) 下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付要綱の規定に違反しないこと。

4 その他

前項の交付の条件に違反したときは、この補助金の交付の決定を取り消し、この補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

(担当者氏名：)

項目		数量	金額	規格
支障物件	擁壁を除く工作物の撤去及び新設			
	擁壁を除く工作物の撤去			
	樹木の撤去	本		
	建築物の撤去	m ²		
	土間コンクリート等の構造物	m ²		
	擁壁の撤去及び新設	m		
	擁壁の撤去	m ²		
	埋設物の撤去及び新設			
後退用地等の道路舗装		m ²		
後退用地等の道路側溝等の排水施設等整備及び安全対策				
後退用地等を市に寄附するために行う測量及び分筆				

3 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施前及び実施後の状況が分かる記録写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年(年) 月 日

様

下関市長

下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった下関市道路拡幅まちなみ更新補助金について、下記のとおり交付金額を確定したので、下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付要綱第 1 6 条の規定により通知します。

記

1 後退用地等

後退用地等地名地番	
住居表示	

2 補助金交付確定額 金 _____ 円

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の職・氏名）

住所

氏名

電話

（担当者氏名： ）

下関市道路拡幅まちなみ更新補助金交付請求書

年 月 日付けで額の確定の通知を受けた下関市道路拡幅まちなみ更新補助金について、次のとおり請求するので、下記指定振込口座への振込をお願いいたします。

金 円也

記

振込口座

金融機関： 銀行・信用金庫 支店・支所・出張所

預金種目：

口座番号：

口座名義：

（口座名義はフリガナも記載すること）